

豊岡市立出石中学校 いじめ防止基本方針

更新「令和8年4月6日」

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。【参考】いじめ防止のための基本的な方針(文部科学大臣決定)

2 校内組織体制

- (1) 生徒指導部 (毎週1回設定する)
- (2) 生活指導委員会(いじめ対応チーム…校長・教頭・養護教諭・SC・SSWを含む)
- (3) 道徳・人権(同和)教育推進委員会(校長・教頭を含む)
- (4) PTA生活指導委員会

3 いじめの防止(いじめの未然防止のための取組)

(1) 基本的な考え方

校訓「和」のもと、本校の学校教育目標である「ふるさとを愛し 共に学び挑戦するところ豊かで自立する生徒の育成」を基盤にしながら、いじめを絶対に許さない学校運営を図る。

- ①「正義が通る学校」を最重点目標に掲げ、弱い者いじめや卑怯な行いを絶対に許さない、見過ごさない姿勢を貫く。
- ②道徳・人権(同和)教育に重点的に取り組み、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、全ての教育活動を通じた道徳・人権(同和)教育及び体験活動の充実を図る。
- ③分かる授業、誰もが前向きに取り組むことの出来る授業づくり。
- ④総合的な学習の時間、福祉体験学習、キャリア教育を通して「生きる力」を培う。
- ⑤保護者並びに地域住民、その他の関係機関との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

(2) 研修の充実

- ①「いじめ対応マニュアル」(兵庫県教育委員会)についての研修
- ②「いじめを許さない人権教育教材」(兵庫県教育委員会事務局人権教育課)についての研修
- ③アセスについての分析と研修
- ④関係機関等を利用した情報モラル研修(年2回 講演会を含む)

(3) 児童生徒の主体的な活動の推進

- ①明確な価値基準の指導と共に、自己有用感や自己肯定感の感じられる温かい学級づくり
- ②人権(同和)、道徳教育の充実
- ③総合的な学習の時間、福祉体験学習、キャリア教育、トライやる・ウィークなど体験活動の充実
- ④生徒会を中心とした、絶対にいじめを許さない取組(学年リーダー会議・部活動リーダー会議)

(4) 地域や家庭、関係機関との連携

- ①豊岡市いじめ対応ネットワーク会議との連携(7月、12月)
- ②スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの積極的活用
- ③いじめ防止基本方針の学校H・P公開
- ④学校行事、オープンスクール、学校便り、学級便りの積極的活用

4 いじめの早期発見(いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組み)

(1) 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを常に認識する。些細な兆候であっても、いじめではないかとの見方を持ち、早い段階から生徒との関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知していく。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ①アセスの実施と分析(年2回…5月、10月)
- ②生活アンケート、教育相談の実施(5月、9月、2月)…子どもの心を理解する強化月間
- ③生活ノートの活用とチャンス相談、期末保護者会の活用
- ④いじめアンケートの実施(毎月)

5 いじめへの対処(発見したいじめに対する処置)

(1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ対応チームを中核として速やかに対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、毅然とした態度で指導する。「報・連・相」の合い言葉のもと、十分にプライバシーに配慮しながら、学校内の情報の共有を図り全職員で対応する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめに係る相談を受けた場合は、毅然とした態度で、迅速に事実の有無の確認を行う。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめの事実が確認された場合は直ちにいじめをやめさせる指導を行い、その再発を防止する。また、いじめを受けた生徒の児童・保護者に対する支援とその保護者への助言を継続的に行う。いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

加害生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

集団に対して、再発防止に向けて適切に指導するとともに、生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。

(6) ネット上のいじめへの対応

インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、学校は情報モラル教育の推進による生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

(7) 関係機関との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、速やかに教育委員会及び豊岡こども家庭センター、警察署等と連携して対処する。

6 いじめ防止に関わる年間指導計画と評価

- (1) 取組評価アンケート(7月、12月、3月)
- (2) PDCAサイクルによる定期的な見直し(7月、2月)
- (3) 生活指導委員会(いじめ対応チーム)会議(毎週1回)
- (4) 生活指導委員会(いじめ対応チーム)会議を踏まえた校内研修(8月)
- (5) 教職員の資質能力向上のための校内研修(8月)